

医政発第0203005号
平成18年2月3日

【最終改正】 医政発0329第10号
平成30年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

アスベスト対策事業の実施について

標記については、別添「アスベスト対策事業実施要綱」により行い、平成18年2月3日より適用することとしたので通知する。

別添

アスベスト対策事業実施要綱

第1 アスベスト除去等整備事業

1 目的

この事業は、アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等（以下「除去等」という。）の措置を推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者
（但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、一般地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。）

3 事業内容

アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去等の措置を行うものとする。なお、除去工事等の実施及び除去工事等により発生したアスベスト等を含有する廃棄物の処理については関係法令等を遵守することとする。

第2 アスベスト除去等整備促進事業

1 目的

この事業は、各病院におけるアスベスト含有保温材等（アスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有する保温材、耐火被覆材又は断熱材をいう。）の使用状況等の調査に要する経費を補助することにより、当該調査の実施を促進し、アスベスト等の除去等の措置を推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所を有する病院の開設者

3 事業内容

アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所について、建築物石綿含有建材調査者等によるアスベスト含有保温材等の使用状況等の調査を行うものとする。

なお、当該調査の結果、アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有することとされた病院については、調査診断結果報告を受けてから6月以内に各都道府県を經由のうえ、医政局地域医療計画課長宛に除去等の措置に関する実施計画書を提出すること（任意様式）。